



構 ま ず 屈 せ ず が ん ば ろ う 釜 石 ！

## 東部地区（東前町・浜町）

発行：平成26年8月  
発行元：釜石市復興推進本部

# 復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

### 復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

東部地区（東前・浜町）における復興事業のうち、これまでの経緯、災害危険区域について、第2種区域の復興事業の進め方、第1種区域の復興事業について説明し、参加者の皆様と意見交換を行いました。



開催概要	開催日：平成26年6月13日（金）	時間：18:30～20:50
	場 所：市役所第4庁舎3階第7会議室	参加人数：170人

### これまでの経緯

- 平成25年6月 まちづくり協議会
- 平成25年8月 都市計画の変更
- 平成25年11月 事業認可の変更
- 平成25年12月 工事 安全祈願祭
- 平成26年1月 都市計画下水道の都市計画の変更
- 平成26年3月～測量や設計、地質調査を実施中

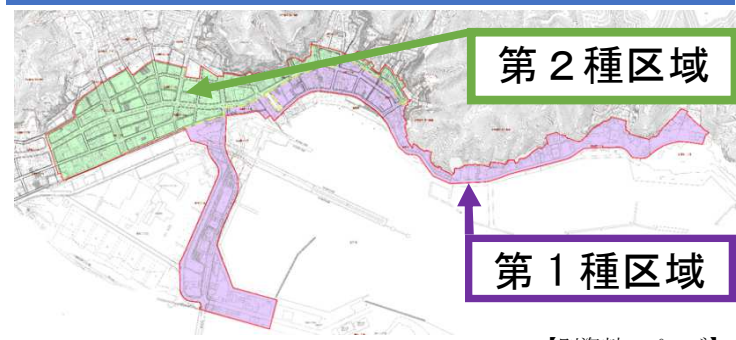
- 平成25年7月～平成26年5月 復興住宅に関するワークショップや報告会議（13回）
- 平成25年11月 みなとかまいし地区会議
- 平成26年3月 商工会議所説明会

### 災害危険区域について

#### 【居住の用に供する建築物の制限】

- 第1種区域：居住の用に供する建築物を建築できません。
- 第2種区域：市長が別に定める構造等の基準を満たす場合を除き、居住の用に供する建築物を建築できません。

#### 災害危険区域を明らかにした図面



【別資料7ページ】

### 第2種区域の復興事業の進め方

#### 東前町・浜町にお住まいだった方で第1種区域のみなさまの住宅再建について

- ①従前の土地利用等により原則、国道45号以東に再分譲地を用意できるよう調整していきます。
- ②被災前からお住まいになられている方を優先して再分譲させていただきます。
- ③震災で住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい方々のため、災害復興公営住宅を整備します。
- ④今後、皆様の自力再建に向けた意向について6月下旬から8月上旬を目処に最終確認していきます。

#### 東部地区の災害復興公営住宅について



#### 【入居予定の時期】

- ・大町復興住宅1号：平成27年上期
- ・大渡町復興住宅：平成27年下期
- ・只越町復興住宅：平成27年下期
- ・天神町復興住宅：平成27年下期
- ・大町復興住宅3号：平成28年上期
- ・大町復興住宅4号：平成28年上期
- ・大町復興住宅5号：平成28年下期
- ・大只越町復興住宅：平成29年上期
- ・浜町復興住宅：平成29年上期

【別資料16ページ】

#### 再分譲について

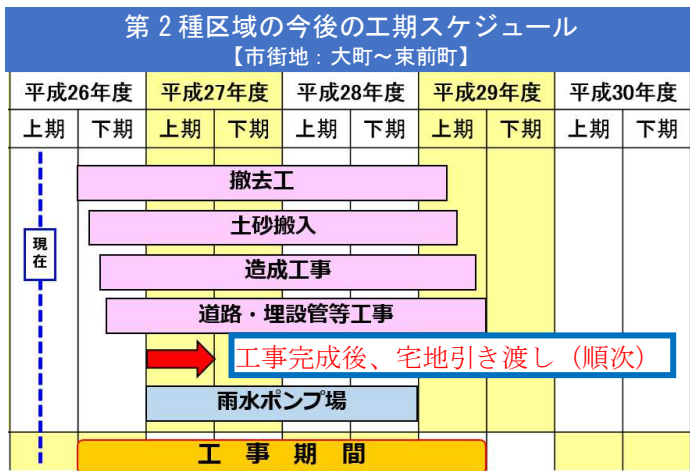
#### 【居住確保に向けた再分譲の考え方】

被災された方が一日でも早く再分譲地にて生活再建していただけるよう、皆様の土地を市が一度買収させていただき、かさ上げ造成をした上でルールに基づいて再分譲を行います。

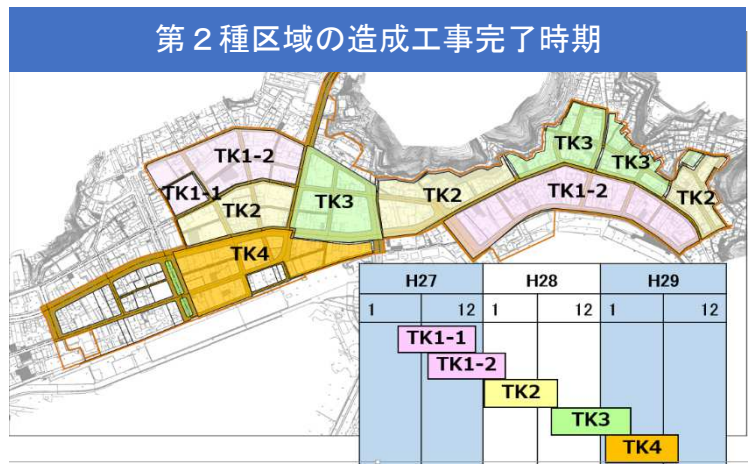
被災された方々の居住確保を第一優先に考え、再分譲させていただくものです。

- ①被災された方々の生活再建のために市が用地買収し、国の予算で新たに宅地を再整備（かさ上げ）します。
- ②居住確保を第一優先に、元あった土地の近くに再分譲できるよう調整していきます
- ③今後、皆様の自力再建に向けた意向について6月下旬から8月上旬をめどに最終確認していきます。





【別資料 28 ページ】



※状況に応じて変更することがあります

【別資料 37 ページ】

## このような意見をいただきました

- 当日に資料を見せて、即決させるのはどうか？ この場で話は聞けるが、いきなり言われても簡単には考えられない。そのため、協議会後の郵送ではなく、話す内容の資料を事前に配付してから会を開くことはできないか？ そうでなければ、我々に内容を精査する時間がなく、この場はほぼ話を聞く一方通行で終わってしまう。

次回から資料の事前配付を行います。



- 皆さんも買い上げ時から再分譲時にどれくらい土地が高くなるかを知りたいと思う。具体的には、あなたのところはこれぐらいで再分譲しますということを買上げ時に概ね明確にしてほしい。

通常このかさ上げ造成を行うには、多額の費用が必要です。しかし、今回は復興交付金で賄えるため、買った土地と売り戻す土地の値段はぴったり同じではないですが、何とか皆さんと調整できるようにしたいと思います。例えば単価が異なっても総額は面積で調整するなど、皆さんにできるだけ早く情報を出し、話を進めてまいります。



- 盛土地域では、津波に強くなっても、水が吹き出るとか、地盤強度が弱くなり地震に弱いなどのデメリットを聞いている。それを釜石市はどこまで把握しているのか？ あれば事例も含め、一番新しい情報を教えてほしい。

今の計画では、最大 7m の盛土を考えております。現在ボーリング調査を実施しており、地下水位がどのぐらいで、軟弱層なのか岩盤なのかなどをチェックし、土の状況に合わせた造成を行います。そのため、調査結果を踏まえて今の技術指針を守った設計・施工を行えば、しっかりとした宅地が造成できます。

- 山のほうに地盤高が下がると、斜めの土地に家は建たないので、段々に土地を区切って地盤高を下げるしかない。そうすると、地区住民が買い戻す時の区割りには限られてくるのか？ 土地の区画は、段差部分で区切られるとそこが何㎡と決まるので、自由に買い戻す土地を決められないということか？

斜めの道路に宅地を付けなければならない場合、ちゃんと間口が取れる「ひな壇造成」の造成計画を作ります。その画地の広さなどを決める最終調整をさせていただきながら、造成設計（画地設計）を進めます。

- 造成計画を検討している途中経過が、我々被災者には全然伝わってこない。町内会でもいいし、いざとなれば住民会もあるので、その連絡だけはきちんとしてほしい。

経過が見えないというお叱りだと思います。情報不足で申し訳ありません。

復興事業については、できる限り皆様の期待に応えられるよう進めていきたいと思っております。1日も早く工事を完成させたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については復興新聞や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ  
釜石市復興推進本部

TEL：0193-22-2111(内線 132)  
FAX：0193-22-6120